

豊かな表現力と思いやりある たくましい“とめっ子”のため

登米市認定こども園教育・保育基本方針

令和3年3月10日

登米市福祉事務所・登米市教育委員会



【教育・保育基本方針策定の趣旨】

子どもは社会の希望であり、未来を創造する力です。少子高齢化がますます進行し続ける今、安心して子どもを育てられる社会環境づくりは、最重要課題となっています。

しかしながら、その現実は厳しく、核家族化などに伴う“子育て力”の低下により、不安や孤立感を感じる家庭は少なくない状況にあります。

こうした課題を解決するため、国では平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援法」が施行され、市町村では、国の方針に即した「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。これを受け、登米市では幼児期における学校教育と保育、地域の子育て支援を総合的に推進していく「登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、その基本方針の柱として、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能の充実を掲げています。

その具体的取組としては、保護者の就労状態に関わらず、就学前の子どもに対して質の高い教育・保育を総合的・統一的に一体提供するとともに、保護者に対する子育て支援を充実するため、「認定こども園」の設置を推進することとしています。

その運営については、地域の特性を生かした各園の独自性や創意工夫を尊重しておりますが、一定の教育・保育の水準を保ち、更なる向上の基点となることを目的とし「教育・保育基本方針」を策定するものです。

【基本方針】

この「登米市認定こども園教育・保育基本方針」は、市内の幼稚園と保育所が運営の基本としていた「登米市教育基本方針」、「登米市保育基本方針」を整理し、登米市のこども園運営の基本とするとともに、各施設では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に準拠しながら、それぞれの独自色を重ね合わせ、子どもたちの健やかな成長へとつなげるものです。

1. 基本理念

子どもたち一人一人が、
心身ともに健やかに育つ環境づくりに努め、
豊かな人間性を育成するとともに、
主体的に活動する態度や課題発見・課題解決能力などを育成し、
望ましい未来を創り出す力や人間形成の基礎を築いていきます。

2. 教育・保育方針

豊かな自然環境に恵まれた水の里と伝統文化の中で、
教育と養護が一体となった教育及び保育を通して、
子どもの健やかな育ちを支え、
生きる力の基礎を育みます。

3. 教育・保育目標

- (1) 基本的な生活習慣を養い、健康な心と体を育てます。
- (2) 幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く「学ぶ土台づくり」の時期ととらえ、豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度を育てます。
- (3) 身近な社会生活や地域の人々との関わりの中で社会性を養い、自然や生命にふれながら思考力を育てます。
- (4) 絵本や物語、日常の会話等に親しむことで言葉に対する感覚を養い、自分なりの言葉で表現したり、相手の話す言葉を聞いたりする力を育てます。
- (5) 音楽や身体による表現、造形等に親しむことで豊かな感性を養い、表現力を育てます。
- (6) 安全で安心できる環境を整え、子どもと職員との信頼関係を構築し、子どもが自己を発揮できるよう取り組みます。